

告 示

埼玉県告示第千百五十二号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和三年十月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

田中 伸哉	河野 啓義	志村 国彦	荻原 博	小谷野 岳	笠原 英司	医師の氏名
肢体不自由	聴覚機能障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしやく機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	指定障害区分
埼玉医科大学病院	医療法人洪医会志木耳鼻咽喉科医院	社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス東埼玉総合病院	医療法人平成会 荻原外科胃腸科医院	社会医療法人財団石心会埼玉石心会病院	桶川日出谷診療所	医療機関の名称
入間郡毛呂山町毛呂本郷 三十八	新座市東北一―十三―三	幸手市吉野五百十七―五	熊谷市弥藤吾二千百九十二	狭山市入間川二―三十七―二十	桶川市下日出谷西三―三―四	医療機関の所在地
令和三年九月一日	令和三年九月一日	令和三年七月二十四日	令和三年五月三十一日	令和三年四月一日	令和三年三月二十六日	辞退年月日